

無料

ご自由にお持ちください
e-10.adcm.jp

e-10

イテン



企画・発行 ADCOM アドコマーシャル株式会社

Vol.100
06
JUNE 2012

100回目のありがとう。

創刊100号記念企画1

読者の皆さんに感謝の気持ちを込めて

**「100号記念
特大プレゼント!!」**

創刊100号記念企画2

「e-10×100Memorys」

編集室厳選!思い出に残る…この表紙、あのページ。

「100回目のありがとう」

グルメ/ファッション/美容と健康

証拠

法ほうなるほど!?

親しいからこそ貸したのに、それをどうやって証明すればいいのか…

佐藤

私は友人から「会社の運転資金がどうしても足りないから100万円貸してほしい。絶対に迷惑はかけないから」と言われて100万円を用立て、返済期限は1年後と約束しました。ところが、1年後に友人に返済を求めたところ、「お前から金を借りた覚えは一切ない」と言われてしまいました。

弁護士

佐藤さんは、お金を貸すときに、契約書を作成しましたか？

佐藤

友人のことを信じていたので、契約書は作成しませんでした。やはり、契約書が無いとお金の貸し借り自体、存在しなかった事になってしまうのでしょうか。

弁護士

いえ、そんなことはありませんよ。口頭でのやりとりしかなかったとしても、金銭消費貸借契約、つまり、お金の貸し借りに関する契約は成立します。

佐藤

では、友人からすぐにお金を返してもらえるのですか。

弁護士

そうとも限りません。「友人がお金を借りた覚えがないと言っているのであれば、話し合いで解決することは難しいでしょう。裁判をすることも考えられますが、その

佐藤

場合には、**佐藤さんが100万円を貸した事を証拠で証明する必要があります。**

弁護士

証拠と言われても、友人とは口約束しかしていませんし…他にどんな物が？

佐藤

契約書のほかにもお金を貸し付けた証明になる物があり得ます。例えば、100万円の**領収書**、銀行口座に振り込んだときの**振込依頼書**、佐藤さんがお金をご自身の預金口座で下ろしたのなら口座の**移動明細書**。また、100万円を貸した事を知る

弁護士

第三者の方に証言してもらった事や、ご自身が体験された事実も証拠になります。

佐藤

ですから、貸した時の様子等を文書にして残しておく事も大切です。

佐藤

では、何か証拠になる物が無いかも一度よく調べて、どうしても裁判になってしまうような時は、是非よろしく願います。

ここでは、日々の生活の中で起こりうる様々なトラブルを解決する手段として、数々の法律が役立つケースをご紹介しますコーナーです。

今あなたが抱えている問題もまずは、豊富な知識と地域の事情も分かる地元の法律事務所の弁護士さんに相談してみたいかがでしょうか？
自分の知らない、思いがけない方法で解決への道が開けるかも知れませんよ。

※今回ご紹介したケースは、実際に弁護士と相談のあった話を題材とした物で、特定の個人や団体を示したものではありません。



取材協力・原稿監修
弁護士法人 齋藤法律事務所
駒ヶ根事務所 / 駒ヶ根市上穂南9番3号
TEL 0265-98-7171 HP <http://www.saito-houritsu.com/>